

# 70歳以上の国民健康保険・後期高齢者医療制度の高額療養費※1と高額医療・高額介護合算療養費※2の自己負担限度額の見直し

国保年金課給付係 (☎5722-9811)  
国保年金課後期高齢者医療係 (☎5722-9838)

すべてのかたが安心して医療を受けられる社会を維持するため、世代間の公平な負担や、負担能力に応じた負担を求める観点から、下表(太枠内が変更部分)のとおり、現役並み区分を細分化して限度額が見直されます。また、一般区分の高額療養費外来(個人ごと)の限度額が引き上げられます。住民税非課税世帯のかたは変更ありません。

## 70歳以上の自己負担限度額(8月から)

負担割合	区分	世帯所得	高額療養費		高額医療・高額介護合算療養費
			外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	
3割	現役並み	住民税課税所得690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000)×1% <140,100円> ※3		212万円
		住民税課税所得380万円以上	167,400円+(総医療費-558,000)×1% <93,000円> ※3		141万円
		住民税課税所得145万円以上	80,100円+(総医療費-267,000)×1% <44,400円> ※3		67万円
1割・2割	一般 住民税非課税	住民税課税所得145万円未満	18,000円 ※4	57,600円 <44,400円> ※3	56万円
		住民税非課税		24,600円	31万円
		住民税非課税で所得が基準以下の場合	8,000円	15,000円	19万円

- ※1 月間の自己負担限度額を超えた、医療費の一部負担金が払い戻される制度
- ※2 年間(8月~翌7月)の自己負担限度額を超えた、医療保険と介護保険の一部負担金の合算額が払い戻される制度
- ※3 <>は多数回該当(過去12カ月間に高額療養費該当回数が4回以上)になった場合に適用。ただし、外来(個人ごと)の回数は含みません
- ※4 年間(8月~翌7月)の上限144,000円

# 児童扶養手当・特別児童扶養手当

子育て支援課手当・医療係 (☎5722-9645)

申請方法など、詳細はお問い合わせください。なお、児童が児童福祉施設などに入所している場合は、受給できないことがあります。

## 児童扶養手当(要申請)

**対象** 次の①~④のいずれかの児童を養育しているかた  
 ①父母の離婚・死亡・未婚などにより、ひとり親の状態にある  
 ②父(母)が保護命令を受けている、1年以上拘禁されている  
 ③父(母)に1年以上遺棄されている  
 ④父(母)が重度の障害がある  
 ※ただし、次の場合は受給できません  
 ・父(母)が事実上の婚姻関係にある  
 ・父(母)または児童が手当額以上の公的年金を受給  
**手当額** 所得に応じて、月額10,030~42,500円、第2子は5,020~10,040円、第3子以降は1人当たり3,010~6,020円で決定  
**所得制限額** 表1のとおり

表1 児童扶養手当の所得制限額

扶養人数	請求者本人		孤児などの養育者、配偶者・扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	19万円	192万円	236万円
1人	57万円	230万円	274万円
2人	95万円	268万円	312万円

以下、扶養人数が1人増すごとに38万円を加算

受給者には、現況届のお知らせを送付します。手当証書・印鑑を持って、8/1(水)~31(金)に、受給者本人が、総合庁舎本館2階子育て支援課窓口で更新手続きをしてください。

## 特別児童扶養手当(要申請)

**対象** 20歳未満で心身に中度以上の障害がある児童を養育しているかた  
**手当額** 障害の程度が重度のかたは月額51,700円、中度のかたは月額34,430円  
**所得制限額** 表2のとおり

表2 特別児童扶養手当の所得制限額

扶養人数	請求者本人	配偶者・扶養義務者
0人	459万6千円	628万7千円
1人	497万6千円	653万6千円
2人	535万6千円	674万9千円
以下1人増すごとに加算	38万円	21万3千円

受給資格者には、所得状況届を送付します。8/10(金)~31(金)に、総合庁舎本館2階子育て支援課に提出してください(郵送可。8/31必着)。

# 障害があるかたへの心身障害者福祉手当など

障害福祉課障害福祉管理係 (☎5722-9846、☎3715-4424)

下記の手当があります。申請方法など、詳細はお問い合わせください。

対象	支給額(月額)	支給制限	所得制限額 ※3
<b>心身障害者福祉手当(区)</b>			
65歳未満(※1)で、 ①身体障害者手帳1・2級、脳性まひ、進行性筋萎縮症、愛の手帳1~3度のかた	15,500円	施設入所者、保護者が児童育成手当(障害者手当)を受給しているかた	3,604,000円 (本人<20歳未満の場合は保護者>)
②身体障害者手帳3級、愛の手帳4度のかた	10,000円		
③区の指定する特殊疾病(難病)のかた(※2)	13,000円		
<b>重度心身障害者手当(都)</b>			
65歳未満で常時複雑な介護を要し、 ①重度の知的障害があり、介護者が常に目を離せず、特別な配慮が必要なかた ②重度の知的障害と重度の身体障害が重複しているかた ③両上肢と両下肢の機能喪失と座位の維持が困難なかた(都による判定)	60,000円	施設入所者、3カ月を超え入院中のかた	3,604,000円 (本人・扶養義務者)
<b>特別障害者手当(国)</b>			
20歳以上で常時特別な介護を要し、おおむね ①身体障害者手帳1級と2級の一部相当と、愛の手帳1度と2度の一部相当の障害が重複しているかた ②①と同等の疾病、精神障害があるかた(専用の診断書で判定)	26,940円	施設入所者、3カ月を超え入院中のかた	3,604,000円 (本人)かつ 6,287,000円 (配偶者・扶養義務者)
<b>障害児福祉手当(国)</b>			
20歳未満で常時介護を要し、おおむね ①身体障害者手帳1級と2級の一部相当と、愛の手帳1度と2度の一部相当の重度障害があるかた ②①と同等の疾病、精神障害があるかた(専用の診断書で判定)	14,650円	施設入所者、障害年金受給者	3,604,000円 (本人)かつ 6,287,000円 (配偶者・扶養義務者)

- ※1 65歳前に身体障害者手帳などの交付を受け、所得制限等の理由で受給申請できなかったかたや、心身障害者福祉手当の受給資格喪失後、その支給制限事由がなくなったかたは、65歳以上でも対象
- ※2 東京都難病医療助成の特定医療費(指定難病)医療受給者証、または難病のマル都医療券が交付されているかた
- ※3 所得制限額は扶養人数が0人の場合。扶養人数により加算あり

# 打ち水で夏を涼しく過ごしましょう



▲環境保全キャラクター ちきゅうくん

環境保全課温暖化対策係 (☎5722-9034)

打ち水は、昔から続く納涼の知恵です。打ち水をする時、水が蒸発する際に周囲から熱を奪う気化熱の作用で、周囲の温度が下がり、涼しく感じます。気温が上がる前の朝方や気温が下がり始める夕方、風のあるときが打ち水に適しています。また、路面だけでなく、屋上やベランダ、外壁などでも効果があります。打ち水をする時は、水道水ではなく再利用水(風呂の残り湯など)で行い、水資源の有効活用をお願いします。

一人ひとりの小さな行動が、地球温暖化防止やヒートアイランド対策につながります。気軽にできる打ち水を、暮らしの中に取り入れてみませんか。ヒートアイランド対策について、詳細はホームページ(右コードからアクセス可)をご覧ください。



## 区施設の夏期節電の取り組み

区施設を対象とした地球温暖化対策「めぐるエコ・プラン」により、前年度比で電力使用1%以上の抑制を目指して、節電に取り組んでいます。施設を利用されるかたは、ご理解とご協力をお願いします。

区民の皆さんも、不要な照明を小まめに消すなど、無理のない範囲で節電にご協力ください。